

## 東京都財務局との意見交換会 提案要望

### I. 入札契約制度の改善

#### 1. 予定価格の事後公表関連

##### (1) 予定価格の事前公表案件の拡大

予定価格については、中小企業への一定の配慮の必要性や、積算の負担軽減の観点から、低価格帯（建築：4.4 億円未満、土木 3.5 億円未満）の案件は事前公表に見直されたところである。しかし、予定価格が事後公表される「競争入札参加資格 A 等級」の価格帯においても、多くの中小企業が入札参加しているのが実情である。

については、A 等級の中小企業も含めて、入札に参加しやすい環境を整備するため、予定価格 9 億円未満の工事案件まで、事前公表を拡大していただきたい。

##### (2) 入札時における見積参考資料の早期提示・内容充実

東京都発注の土木工事では、入札時に見積参考資料を指名通知時に提示していただいているが、入札参加者が見積に必要な時間を確保できるよう、建築工事の案件と同様、公告時に提示していただきたい。

また、個別の設計書で直接金額を登録した「個別登録単価」については、内訳（代価）（単価）を参考資料に明示していただきたい。

##### (3) 入札時の工程表添付の原則化

入札時に発注図書として工程表が公表されることとなっているが、都発注案件の多くで添付されていない状況となっている。

発注時に関係機関との調整などの進捗状況を踏まえた工程表が添付されることで、発注者の工程上の考えがよくわかり、円滑な施工にもつながることが期待される。

については、都発注案件においては、入札時の参考資料として、工程表を原則添付していただきたい。

#### (4) 設計図書等への質問に対する回答の明確化

設計図書等への質問及びその回答は、積算に必要な情報を確保する貴重な機会であるが、「回答に具体性が欠ける」「回答者によって回答内容の差が大きい」など、入札参加者にとっては課題が多い状況である。

については、回答内容を統一していただき、明確な回答を行っていただきたい。また、回答は一括ではなく、随時回答に変更していただきたい。

## 2. JV結成義務の撤廃関連

### (1) 都内の中小建設事業者を構成員とするJVでの入札参加に対する総合評価方式での点数の引き上げ

中小企業の受注機会の確保を図るため、都内の中小建設事業者を構成員とするJVでの入札参加に対しては、技術力評価型・技術実績評価型総合評価方式において、単独項目で加点（技術力評価型2点、技術実績評価型1点）いただいているところである。

地元の中小建設事業者の健全な経営や存続を考慮し、混合入札においてJVの参加をより一層促進するため、さらに点数（技術力評価型3点、技術実績評価型1.5点程度）を引き上げていただきたい。

## 3. 低入札価格調査制度の適用範囲の拡大関連

### (1) 失格基準価格の引き上げ

建設業界が健全に発展し、その社会的使命を将来にわたって果たしていくには、ダンピング対策の適切な実施が重要となる。

国においては、各自治体に対して、失格基準価格を調査基準価格に近づけ、適正な施工に懸念のある建設事業者の排除を徹底するよう求めている。

については、低入札価格調査における失格基準価格を、調査基準価格に近付けるよう引き上げていただき、厳格な運用を継続していただきたい。

## Ⅱ. 働き方改革の推進

### 1. 適正な工期の設定について

#### (1) 工期設定の改善

「働き方改革関連法」が成立し、建設事業者においても、時間外労働の削減に向けた取り組みが求められているが、現行の工期設定や施工条件では、その実現は難しいものとなっている。

については、都発注案件において、地域の実情や現場固有の不稼働日を十分に考慮し、余裕のある工期が設定されるよう改善を図っていただきたい。

#### (2) 計画的な発注及び発注時期等の平準化の推進

建設業の担い手不足が続く中、働き方改革に向けた取り組みとして、人材・機材が効率的に活用できるよう、東京都では、債務負担行為の積極的な活用など、発注・施工時期の平準化に取り組まれているが、まだ十分とは言い難い状況である。

建設事業者が応札しやすい環境づくりのため、計画的に発注していただき、建設局で取り組まれている発注・施工時期の平準化に向けた数値目標の設定などを全庁的に拡大していただきたい。

#### (3) 「余裕期間制度」の導入

東京都では、「技術者配置準備期間」を設定した工事契約を試行し、技術者配置の平準化にも努められているが、国では、柔軟な工期の設定等を通じて、受注者が建設資材や建設労働者などが確保できるよう、「余裕期間制度」を活用し、受注者側の観点から平準化を図っている。

については、平準化を一層進めていくため、国が運用している「余裕期間制度」（フレックス工期等）を導入していただきたい。

## 2. 週休 2 日工事の推進について

### (1) 必要経費の補正係数の引き上げ

週休 2 日の実現に向けて、建設局では昨年 8 月以降、週休 2 日制確保試行工事において、従来の書類作成費に加え、共通仮設費等、必要経費の補正係数が導入されているが、まだ国と同じレベルまでには至っていない状況である。

については、受注者が試行工事に積極的に取り組めるよう、労務費及び機械経費（賃料）の補正係数も早期に導入していただき、また、必要経費の補正係数をさらに引き上げていただきたい。

### (2) 施工条件の詳細明示

週休 2 日制確保試行工事に取り組むにあたって、施工条件が十分に開示されていることが重要となるが、実際に工事を進めるにあたり、他事業者等との協議が完了していないことが多く、工期に影響が出ている。

については、特記仕様書等に記載されている、他事業者等との協議などの施工条件をさらに詳細に明示し、また、工期や予定価格の設定の際、協議等に係る期間や費用を考慮していただきたい。

## 3. 受発注者双方の業務の効率化について

### (1) 「書類削減モデル工事」の試行拡大

建設局では、受注者へ提出を求める工事書類の削減ができるよう、昨年 8 月、「書類削減モデル工事」を実施し、工事着手届など、提出書類の約 2 割の削減・簡素化が図られているところである。

本取組に対して、業界としても大きく期待しており、ぜひモデル工事を各局で採用していただくとともに、削減・簡素化できる書類の拡大を図っていただきたい。

## (2) 作成不要書類の明確化

建設局では、「受注者等提出書類処理基準・同実施細目」により受注者が作成する書類を明示しているが、「作成・提出が不要な工事書類を明確にしてほしい」との意見が寄せられている。

国では、作成不要とされている工事書類の周知徹底を図るため、「土木工事書類スリム化ガイド」を作成していることから、東京都においても、作成不要書類の明確化を図っていただきたい。

## (3) 書類提出時における業務の効率化

業務の効率化には工事書類の提出の円滑化も重要となるが、受注者にとっては、「監督員により指示内容が異なる」「押印する書類が多い」などが、提出時の大きな負担となっている。

については、書類の受取時の対応、取り扱いを統一していただき、受発注者双方の業務効率化を図っていただきたい。

また、受発注者が「工事情報共有システム」を積極的に活用できるよう、環境整備を図っていただきたい。